

第2回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 意見提出

全国地域婦人団体連絡協議会 幹事 夏目智子

加工食品の原料原産地表示の拡大は、これまで積み残された課題として提起されていることから、この度の検討会では、是非、表示の拡大について前向きな議論がされることを希望します。

1. 加工食品の原料原産地表示の拡大を前提とした検討であること。
 - ・食品は、生産・加工・流通などの複雑な経路をたどって消費者の手元に届くが、消費者がそれらの現場を確認することはできず、表示による情報を信頼して食品を選択している。このため食品の表示は、食品の内容を正しく識別できるものでなくてはならない。
 - ・食品表示制度に関連している消費者の権利として、安全が確保される権利、必要な情報を知ることができる権利、商品などについて適切な選択が行える権利、消費者教育を受けられる権利などがあげられる。
 - ・食品の生産と消費の距離が拡大している現在、食品の供給サイドが正確な情報を消費者にわかりやすく伝えることは消費者保護の前提であり、表示の果たす役割はますます大きくなっている。
2. 現行の「義務対象品目の選定要件」について検討すること。
 - ・加工食品について原料原産地表示の拡大を実現するためには、2項目の選定要件の見直しが必要ではないか。
 - ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
 - ②製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品
 - ・消費者からみると、どの加工食品が原料原産地表示義務の対象になるかは、分かりにくい。
3. 冠食材の原料原産地表示について検討すること。
 - ・商品名に名称が付された冠食材については、その原材料の原産地表示を義務付けること。
4. 加工食品の原料原産地表示制度を担保するトレーサビリティを検討すること。
 - ・ISO22000：2005（食品安全マネジメントフードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項）においては、Codexの定義に基づく「トレーサビリティ」を求めている。
 - ・供給サイド（事業者）として重要なことは、自分の責任が及ぶ所管範囲（仕入れ先から納品先まで）における必要情報の記録とその保存である。
 - ・現行の表示制度は原則的に最終商品を対象にし、加工業者など中間業者に適切な情報が伝わらないと正しい表示が実施されない制度となっている。事業者間取引にお

いても表示の義務化が必要であり、その担保としてトレーサビリティの導入を検討すること。

- ・トレーサビリティシステムは食品の表示の信頼性回復及び信頼性向上に期待ができる。国内の産地にとっては、産地ブランドの確立につながり、付加価値を高めることにも利用できる。

5. 販売の多様化に合わせた表示拡大について検討すること。

- ・外食、中食、ばら売り、通信販売、ネット販売等、消費者が利用する場面は多様化の一途をたどっているため、販売形態を問わず表示拡大することが望ましい。

6. 原料原産地情報の新たな表示方法について検討すること。

- ・これまでの検討の蓄積を踏まえ、平成21年8月の食品の表示に関する共同会議報告で検討され、平成23年7月の消費者委員会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告でも検討された、下記の新たな表示方法の実効性について、導入を踏まえた議論を進めることが望ましい。

- ①切り替え産地を列挙する可能性表示
- ②「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示
- ③輸入中間加工品の原産国表示の方法の導入

7. 消費者の意見を聞くこと。

- ・消費者を対象とするインターネットによるアンケートを実施するが、併せて消費者団体との意見交換など、幅広い層から意見を聞くことが望ましい。

8. 事業者等の意見を聞くこと。

- ・すでに加工食品の原料原産地表示を先行して実施している自治体や事業者の意見を聞くこと。
- ・平成22年4月28日に公表されている「原料原産地表示に関する意見交換会に係る意見募集」に対する御意見の募集結果について（記載4の加工食品の原料原産地表示を拡大する際の課題）、事業者から意見を聞くこと。

- ①頻繁な原材料産地の切り替えへの対応
- ②表示変更等に伴うコストアップ
- ③国際規格（Codex）との整合性を図る必要性
- ④物理的な表示スペースの制約
- ⑤原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応
- ⑥表示変更が増加することによる包材の廃棄及び環境問題
- ⑦その他

以上